# 10月2日(月)は固定資産税、国民健康保険税、 後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないか ご確認ください!

#### ■各税の納期限(□座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
固定資産税	3期	10月2日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	3期	10月2日(月)	2期	8月31日休
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	3期	10月2日(月)	2期	8月31日休
町県民税(普通徴収)			2期	8月31日休

#### 口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

○秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫 ○秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行

納付書に記載された二次元コード(eL-QR)を利 用して地方税お支払サイトからも納付できます。 詳しくは右の二次元コードよりご確認ください。



地方税お支払サイト

町税等の納付方法の詳細については「美 郷町ホームページ」または「令和5年度版 美郷町まちづくりガイド」をご覧ください。

### 問 町税務課 ☎0187(84)4902

### マイナポイントの申込期限は令和5年9月末までです!

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請された 方は、マイナポイントの申込手続きにより最大20,000円 分のポイント(①マイナンバーカード新規取得:最大5,000 ポイント、②健康保険証利用申込:7.500ポイント、③公金 口座登録:7.500ポイント)を受け取ることができます。

ポイントの申込期限は令和5年9月末ですので、希望さ れる方は期限切れにご注意ください。また美郷町では、町 総務課設置のサポート 窓口にて、マイナポイ ントの申込操作をお手 伝いしています。ぜひ ご利用ください。



※①最大5,000ポイントの付与対象となるチャージ等も 上記期限と同じです。

#### 問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

住民生活課

## マイナンバーカードの 受け取りはお早めに!

マイナンバーカードを申請した方には、交付の準備がで きた順に交付通知書(はがき)を送付しています。ポイント申 込期限間際は窓□の混雑が予想されますので、はがきを受 け取った方はお早めにカードを受け取りにお越しください。

#### ■カード受け取り窓口

町住民生活課 平日午前8時30分~午後5時15分 (水曜日のみ午後7時まで)

※水曜日の午後5時15分から午後7時までの間に受け取 り希望の方のみ、事前に電話でご予約をお願いします。

#### ■受け取りに必要なもの

申請者本人が(15歳未満の方は法定代理人と一緒に) 来庁してください。

- ①交付通知書(紛失した方は申し出てください)
- ②通知カード(紛失した方は申し出てください)
- ③住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ④本人確認書類(Aの中から1点、またはBの中から2点)

#### A顔写真付きの公的身分証明書

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に 交付されたもの)、住民基本台帳カード(顔写真付き)、障 害者手帳、療育手帳、在留カードなど

#### B「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている 証明書

健康保険証、介護被保険者証、年金手帳、年金証書、各 種医療受給者証、学生証、診察券 など

### 今月の粗大ごみ収集について

今月の粗大ごみの収集は、下記のとおりです。

収集 日◆9月21日休

申込期間◆9月11日(月)~9月19日(火)

(平日の午前8時30分から午後5時まで)

事前に美郷町シルバー人材センター への申し込み(☎0187(84)0307)と 収集券の購入が必要です。

※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・ 出し方」4ページをご覧ください。



# ごみを集積所に 出すときはルールを 守りましょう

- ●ごみを分別し、町指定ごみ袋を使用してください。
- 2町指定ごみ袋に「行政区・氏名」を必ず記入してください。
- 3動物による食害、周辺への臭いなどを防ぐため、袋からごみが出ないようにしてください。
- ④集積所にはなるべく当日の朝(午前8時まで)に出してください。

上記を守らず集積所にごみを出す行為が散見されています。 ルールを守らない場合は集積所よりごみ袋を収集しない場合がありますのでご協力をお願いします。

### 生ごみは水切りをしっかり!

生ごみに含まれる水分は、生ごみの重量の約8割を占 めています。また、腐敗や悪臭の主な原因となっているた め、生ごみの水切りをしっかりすることで、ごみの減量や 臭気防止になります。町内のごみ排出量の減量を図るた め、生ごみの水切りにご協力ください。

### 生ごみの水切り方法

- ◆乾かす:ザルや新聞の上に置いて乾かしてください。
- ◆絞 る:小さな穴を空けた袋などに入れて、水分を 絞ってください。

町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

商工観光交流課

# 製造業エネルギー価格高騰対策支援事業補助金を交付します

電気価格高騰の影響を受けている製造業事業者に対し、 事業を継続するための支援として、町独自の補助金を交付 します。

- 交付対象◆町内に事業所を有する製造業を営む中小企業 者または個人事業主
  - ※製造業とは、日本標準産業分類上の製造業に 該当する業種をいう。
- 交付要件◆次の要件をすべて満たすこと
  - ①交付申請時点において製造業を営んでいて、 今後も町内で事業を継続する意思を有して いること
  - ②町税等を滞納していないこと
- 交付金額◆対象月の使用総量に以下の単価を乗じた金額 の合計(千円未満切り捨て)
  - ※上限額は100万円です。

対象エネルギー:高圧電力

单価:3.5円/kWh

交付対象経費◆令和5年4月から令和5年9月までに支払っ た、製造工場等の稼働に使用する機械・設 備に係る高圧電気料金

- 申請書類◆①補助金交付申請書(様式第1号)
  - ②対象月の電力使用量および支払いが確認で きる資料(請求明細書、領収書、通帳の写し
  - ③製造業を営んでいることが確認できる書類 【法人】登記事項証明書、法人事業概況説明書、 法人設立・設置届出書いずれかの写し
    - 【個人事業主】許可証(製造許可を受けている 場合)、開業届出書いずれかの写し
  - ※書類がない場合は、直近の確定申告書書類の 職業・業種欄にて確認します。
- 申請方法◆申請書類を町商工観光交流課へ提出してくださ い。申請書類は町商工観光交流課および美郷 町商工会に備え付けているほか、町ホームペー ジからダウンロードできます。
- **申請期限◆**10月31日(火)

申·問 町商工観光交流課 交流·商工班 ☎0187(84)4909